

第4期上里町障害福祉計画（素案）パブリックコメントの意見内容と回答について

平成27年2月13日（金）～平成27年3月16日（月）にパブリックコメントを実施したところ、2名の方から5項目のご意見が寄せられました。寄せられたご意見及びそれに対する町の考え方を公表いたします。

（反映状況の区分）

A：意見を反映し、案を修正した

D：意見を反映できなかった

B：既に案で修正済み

E：その他

C：実施段階または次の改定で参考としていく

NO	頁	寄せられたご意見の内容	上里町の考え方	区分
1	1	3 計画の対象者 「精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）」といった形で、発達障害者や高次脳機能障害者が、精神障害者に含まれることが一目で分かる記述を計画に入れてください。	計画は、総合支援法に定められている障害者を対象としており、個別の障害については記述しておりませんが、周知につきましては、地域生活支援事業の中で実施してまいります。	D
2	24	（4）障害福祉事業者の質の確保と支援 精神障害である発達障害と高次脳機能障害については、上里町と県の実施する地域生活支援事業（発達障害者支援センター運営事業、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業）を連携して、地域生活支援体制を実施することを記してください。	計画の「障害福祉事業者の質の確保と支援」とは、町の障害福祉全般について記しており、個別の支援についても県や各機関と連携し適切な対応をしていきます。	D
3	10～11	（4）相談支援 計画相談において第2号被保険者で介護保険制度のケアプラン作成対象の若年性認知症や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害の方に対して、介護保険サービスだけでなく障害福祉サービス固有の移動支援事業による外出支援等、障害福祉サービス等の利用計画がスムーズに作成できるように、介護保険サービスと障害福祉サービスの連携を図ることを記してください。	障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援及び地域支援事業の必要な量の見込み及びその見込み量の確保について定める計画です。その中で、計画相談支援について、サービス内容や見込み量の考え方として概略を示しております。サービス等利用計画の作成等については、対象となる方の状況に応じて相談支援専門員等と連携をとり対応していきます。	D
4	10～11	（4）相談支援 上里町内(身近な場所)には、計画相談の事業所がありません。今後、上里町において事業所ができて、この件数をやれるだけの相談支援専門員がいるのか気になりました。児玉郡市内では、少しずつ事業所が増えているようですが、今ある事業所だけでやりきれんのか把握できているのでしょうか。どこの地域も、かなり厳しい状態で計画相談の事業所と話し合いながら進めていると聞いています。安易にセルフプランせず、計画相談は、障害のある方の権利を守る手段の一つですので、身近に頼れる相談支援専門員がいる上里町になってもらいたいと思います。	ご指摘の通り、計画相談支援の事業所の数はまだ充分とはいえない現状にあります。上里町内には計画相談の事業所がありませんが、平成27年4月から計画相談支援が行える事業所を指定する準備ができています。これから徐々に充実させていきたいと思っております。なお、計画相談支援の件数に関しても地域の事業所の数や、現状の計画相談支援の進捗状況を考えると望ましい数字ではなかったと思います。そのため、件数を修正して、計画に沿った事業を行えるようにいたします。	A

5	10~11	<p>(4) 相談支援</p> <p>相談支援体制の構築を図るには、相談支援事業を効率的に運営するために地域自立支援協議会の力が必要です。また障害福祉計画とリンクすることにより、よりよい地域になります。今回の計画には、自立支援協議会について上がっておりません。就労アセスメントに関しても、自立支援協議会を中心に行っている地域もいくつかみられます。広域でやっているとはいえ、秩父地域のように地域性を生かしているところもあります。とても必要なものなので、町としてどうするのか検討していただきたいと思います。</p>	<p>25ページ(1)障害福祉計画の推進体制に記載のあるとおり、児玉郡市自立支援協議会(仮称)を核として、関連計画所管部門、児玉郡市内各市町(本庄市、美里町、神川町)、サービス提供事業者、関係機関、各団体等との連携のもと、障害福祉計画の具体化に向けた協議を行うなど、共同して障害福祉計画の推進に努めます。また、現在児玉郡市(1市3町)で児玉郡市自立支援協議会(仮称)を平成27年度中に立ち上げる準備会を、行っております。</p>	E
---	-------	---	--	---